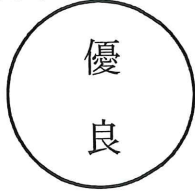


許可番号 第04550001169号
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1
氏名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事



許可の年月日

平成31年3月7日

許可の有効年月日

令和8年3月6日

1 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし
特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン）のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）
- 廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
- 廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃棄物に限る）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る）

ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB廃棄物に限る）

銻さい：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石綿等

ばいじん：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上12種類、以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成26年3月7日 第04550001169号 平成31年3月7日 第04550001169号 令和6年4月4日 令和6年5月1日	新規許可 更新許可：優良基準適合認定 変更届：事務所及び事業場の変更 変更届：住所及び事務所の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所]	大阪府大阪市西成区津守3丁目8番6号	電話番号：06-6651-0121
	北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1	電話番号：0145-22-3731
	北海道石狩市新港中央三丁目750番6号	電話番号：0133-64-1311
[事業場]	大阪府大阪市西成区津守3丁目117番76	電話番号：06-6651-0121
	北海道勇払郡安平町早来新栄21番1	電話番号：0145-22-3731
	北海道石狩市新港中央三丁目750番9	電話番号：0133-64-1311

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。